

鳥取県困難な問題を抱える女性へ
の支援に関する基本計画

令和6年5月

鳥 取 県

目 次

第1章 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針

1 策定の趣旨	1
2 支援の対象者と基本理念	1
3 計画の目標	2
4 計画の位置づけ	2
5 計画の期間	2
6 計画の推進における県、市町村、関係機関・民間団体等の役割	3

第2章 困難な問題を抱える女性支援に関する現状及び課題

1 現状	5
2 課題	10
3 基本目標と施策の方向性	15

第3章 施策の内容及び推進項目

基本目標1	16
基本目標2	18
基本目標3	19
基本目標4	20

第1章 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針

1 策定の趣旨

支援を必要とする女性が抱えている問題やその背景、心身の状況等に応じた適切な支援を包括的に提供し、女性が安心かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、令和4年5月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）（以下「女性支援法」という。）が成立しました。そして、令和6年4月の法施行に向けて、令和5年3月29日には、「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」（令和5年3月29日厚生労働省告示第111号）（以下「基本方針」という。）が公示されました。

これまで、支援対象者が「女性であること」に着目した福祉的な支援のための施策は、売春防止法（昭和31年法律第118号）を根拠法とされ、支援対象は「売春を行うおそれのある女性」とされていたため、困難な問題に直面している女性の人権の擁護・福祉の増進や自立支援等の視点は十分ではありませんでした。社会情勢の変化により、女性の支援ニーズが多様化したにもかかわらず、法改正は行われないうまま、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成13年法律第31号）や「人身取引対策行動計画」（平成16年人身取引対策に関する関係省庁連絡会議決定）、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（平成12年法律第81号）等に基づいて、支援や保護を必要とする対象を拡大することにより、困難な問題を抱える女性への支援を行ってきました。

鳥取県は、鳥取県女性相談支援センターにおいて、特にドメスティックバイオレンス（以下「DV」という。）による被害者支援においては、全国に先駆けて、「鳥取県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画」を策定するとともに、配偶者、親、きょうだい、恋人等からの暴力被害者の実態に即した施策を全県的に実施し、先駆的な取組を推進しながら困難な問題を抱える女性の保護や支援を行ってきました。

この計画は、女性支援法や基本方針の内容を受け、これまで先駆的に推進してきたDV被害者等支援の取組を活かし、困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開し、個々の支援対象となる女性に対して効果的に機能するために策定するものです。

2 支援の対象者と基本理念

女性支援法第2条において「困難な問題を抱える女性」とは、「性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）という。」と規定しています。

女性支援法は、そもそも、女性が、女性であることにより、性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害により遭遇しやすい状況にあることや、予期せぬ妊娠等の女性特有の問題が存在することの他、不安定な就労状況や経済的困窮、孤独・孤立などの社会経済的困難等に陥るおそれがあること等を前提とされており、このような問題意識のもと、女性支援法が定義する状況に当てはまる女性であれば年齢、障がいの

有無、国籍等を問わず女性支援法による支援の対象となります。

加えて、「困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）」とは、現に問題を抱えている者のみならず、適切な支援を行わなければ将来的に問題を抱える状況になる可能性がある者を含んでいることに留意が必要です。

また、国の基本方針にあるように、性自認が女性であるトランスジェンダーの者については、トランスジェンダーであることに起因する人権侵害・差別により直面する困難に配慮し、その状況や相談内容や支援対象者本人の希望を踏まえ、他の支援対象者にも配慮しつつ、関係機関等とも連携して、可能な支援を検討することが必要です。

鳥取県においては、支援の対象者と基本理念について、支援対象者の中には心や身体を傷つけられていることが多いことを踏まえつつ、支援対象者の意思や意向を最大限に尊重しながら、関係機関等と連携・協働し、支援対象者の多様なニーズに応じた包括的かつ継続的な支援を実施します。

3 計画の目標

困難な問題を抱える女性の人権が尊重され、安心して自立して暮らすことのできる社会の実現

4 計画の位置づけ

困難な問題を抱える女性には、性的な被害やDV、生活困窮、疾病や障がい、ひとり親家庭、介護、外国人、社会的養育経験者など、それぞれの背景や事情に起因する様々な問題が生じており、複合化・複雑化していることも多くあります。こうした問題の解決には、それぞれの問題に関する多様な関係施策による関係機関等との連携が重要で、各分野においても、支援施策の充実や、連携・協働が図られています。

この計画は、女性支援法第8条第1項に基づいて鳥取県が策定する計画です。

この計画では、「鳥取県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画」をはじめとする様々な問題に関する多様な関係施策における各種計画との整合性を図り、主に、女性支援法第9条に規定される「女性相談支援センター」を中心とした基本的な方針と施策の実施に関する計画とします。

<関連計画>

- 鳥取県人権施策基本方針
- 鳥取県性にかかわらず誰もが共同参画できる社会づくり計画
- 鳥取県女性活躍推進計画 ○鳥取県ひとり親家庭等自立促進計画
- 鳥取県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画
- 鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画 ○鳥取県社会的養育推進計画 等

5 計画の期間

この計画の期間は、令和6年度から令和10年度の5年間とします。

ただし、国が策定した基本方針が見直された場合や、新たに盛り込むべき事項が生じた場合には、必要に応じて見直しを行います。

6 計画の推進における県、市町村、関係機関・民間団体等の役割

(1) 県と市町村の役割

困難な問題を抱える女性への支援は、地方公共団体の責務として実施するものであり、県と市町村は互いに連携し、それぞれが適切に役割を担うことが必要となります。

また、困難な問題を抱える女性への支援を行う民間団体が安全かつ安定的に運営を継続するに当たっての支援等に努めることも必要です。

ア 県の役割

- ・基本計画の策定等を通じ、地域の実情に応じて、それぞれの地域特性を考慮しながら、また、地域によって取組のばらつきが生じないように、地域のニーズに応じた施策を検討・展開します。
- ・女性支援の中核となる県女性相談支援センターにおいて、女性が抱えている問題の種別に応じて、市町村をはじめとする関係機関等と密接に連携を図りながら支援を展開します。そのために、支援の積極的かつ計画的な実施及び周知、並びに支援者の活動の連携及び調整を図ります。
- ・重層的な支援を行うため、行政機関と民間団体それぞれの特性を生かした支援の在り方を検討するとともに、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間団体との協働による女性支援を通じ、困難な問題を抱える女性がそれぞれの意思を尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられる体制を整備します。
- ・広域的な観点から、市町村が実施する困難な問題を抱える女性への支援が円滑に進むよう、各種施策の取組状況等についての情報提供、市町村のニーズを踏まえた包括的な支援の展開等、市町村に対する支援を行うとともに、市町村の取組状況を把握し、格差が生じないように必要な取組を促進します。

イ 市町村の役割

- ・支援対象者にとって最も身近な、支援の端緒となる相談機能を果たします。
- ・困難な問題を抱える女性の支援に必要となりうる児童福祉、母子福祉、障がい者福祉、高齢者福祉、生活困窮者支援、生活保護等の制度の実施主体であり、支援の主体であることから、支援に必要な制度を所管する庁内関係部署はもとより、幅広い部署がそれぞれに主体性を発揮し、相互に連携の上、支援対象者が必要とする支援を包括的に提供します。また、そのために、庁内での情報連携及び連携支援の方針決定のための会議の開催や、女性相談支援員の配置等に努めます。
- ・必要に応じて適切に、県や他の市町村、関係機関等につなぎ、かつ、つないだ先の県や他の市町村等と連携して支援を行うなど、関係機関等との緊密な連携を図ります。
- ・当該市町村内における、困難な問題を抱える女性への相談窓口の周知等に努めるとともに、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間団体と協働して女性支援を積極的に担うことに努めます。

(2) 支援に関わる関係機関の役割

ア 女性相談支援センター

女性支援法における女性相談支援センターは、次の業務を行います。

- ・支援対象者の権利擁護・意思意向の尊重の視点に立った相談対応

- ・ 支援対象者及び同伴家族の安全確保及び一時保護
- ・ 支援対象者の心身の健康回復を図るための医学的又は心理学的な支援
- ・ 支援対象者の自立支援のための情報提供、助言、関係機関等との連携支援の調整
- ・ 支援対象者に必要な相談機関や支援制度の情報提供及びつなぎ支援
- ・ 支援対象者が居住して自立支援を受けることができる施設等の利用に関する情報提供及びつなぎ支援
- ・ 自立支援を受けることができる施設等を利用している支援対象者の退所後に向けた援助、関係機関等との連携支援の調整

なお、女性相談支援センターの一時保護施設においても、次の業務を行います。

- ・ 安心して過ごせる生活環境の提供
- ・ 心身の健康回復に向けた支援や寄り添い支援
- ・ 自立の促進のための支援
- ・ 同伴児童に対する心理的ケアや学習・生活支援
- ・ 一時保護退所後も相談できるつながりの支援

イ 民間団体

民間団体の特色である柔軟性のある支援や、これまでの活動の中で蓄積された知見、育成されてきた人材等は、困難な問題を抱える女性への支援を進める上で重要です。県及び市町村と対等な立場で協働し、互いの活動を補完しながら、困難な問題を抱える女性への支援を行います。

都道府県及び市町村は、民間団体の自主性を尊重しつつ、当該団体がそれまでの活動の中で築いてきたネットワークや支援手法などを最大限に活用できるようバックアップするとともに、協働体制を構築します。

- ・ 訪問や巡回、居場所の提供等によるつながり支援、アウトリーチによる早期発見、SNS等を活用した相談支援、同行支援、一時保護の受託、地域における生活再建等の自立支援など、行政機関のみでは対応が行き届きにくい支援の実施

ウ その他関係機関

女性が抱える困難な問題は、性的な被害、配偶者や親族からの暴力や虐待、経済的な困難、障害、住居問題など多岐に渡っており、最初にたどり着く可能性のある支援窓口も様々で、さらにひとりの女性が様々な問題に複合的に直面しているケースも多数であると想定されます。

そのため、支援を行う県・市町村の相互間の緊密な連携を図るとともに、県・市町村は、下記の各種関係機関の間で十分な連携を図られるよう支援調整等の配慮が必要です。

さらに、犯罪や人権侵害であるあらゆる暴力的行為の根絶に向けて、警察をはじめとする関係機関等と連携するとともに、全ての人に届くよう啓発に取り組みます。

＜支援を進める上で十分な連携が求められる関係機関＞

女性相談支援センター、女性相談支援員、児童相談所、障がいに関する相談支援事業所、生活困窮者自立相談支援機関、福祉事務所、保育所等児童福祉施設、教育機関、保健所、精神保健福祉センター、市町村保健センター、配偶者暴力相談支援センター、男女共同参画センター、性犯罪・性暴力被害者のための支援センター、医療機関、職業紹介機関、職業訓練機関、警察、裁判所、日本司法支援センター、弁護士、県及び市町村の女性支援担当部局、障がい保健福祉部局及び男女共同参画主管部局等、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、人権擁護委員、その他社会福祉サービス関係者、民間団体等

第2章 困難な問題を抱える女性への支援に関する現状と課題

1 現状

県及び市町村の相談窓口の現状

(1) 鳥取県女性相談支援センターの設置状況

鳥取県女性相談支援センターは、県東部に1か所設置している他、県中部と西部にある各総合事務所県民福祉局内にも担当部署を設置しています（以下「県女性相談支援センター」という。）。また、県女性相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下、「配偶者暴力防止法」という。）に基づく配偶者暴力相談支援センター¹の機能を兼ねています。

○鳥取県女性相談支援センターの相談窓口

地域	機関名	部署	課名
東部	鳥取県福祉相談センター		女性相談課 (女性相談支援センター)
中部	鳥取県中部総合事務所	県民福祉局	地域福祉課 DV・ひきこもり担当
西部	鳥取県西部総合事務所	県民福祉局	地域福祉課 DV・ひきこもり担当

(2) 女性相談支援員等の配置状況

女性支援法に基づく女性相談支援員は、県女性相談支援センター及び4市全てに配置されています。県においては、女性相談支援員その他、相談支援や心理的ケアを担当する各種専門職も女性相談支援センター及び各総合事務所県民福祉局地域福祉課にそれぞれ配置しています。

また、女性支援に当たり協力関係にある母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく母子・父子自立支援員が、福祉事務所を設置する市町村（三朝町と大山町を除く。）及び県福祉事務所（三朝町と大山町を所管。）に配置されています。

(3) 市町村女性相談窓口

これまでは、19市町村のうち、女性相談窓口を設置しているのは4市1町でした。その他の町村は、「女性に特化した相談窓口は設置していないが、相談者の困り事に応じた各種の福祉相談窓口において対応している」という状況でしたが、令和5年度末時点ですべての市町村において女性相談の窓口が設置されました。

相談対応の状況

※県女性相談支援センター、県中部・西部総合事務所、及び女性相談支援員を配置している4市における相談対応の状況

(1) 県内における女性相談に関する対応件数

令和4年度中に受けた相談件数は、3,551件であり、うち来所相談は705件（延べ数）となっています。

¹配偶者暴力相談支援センター

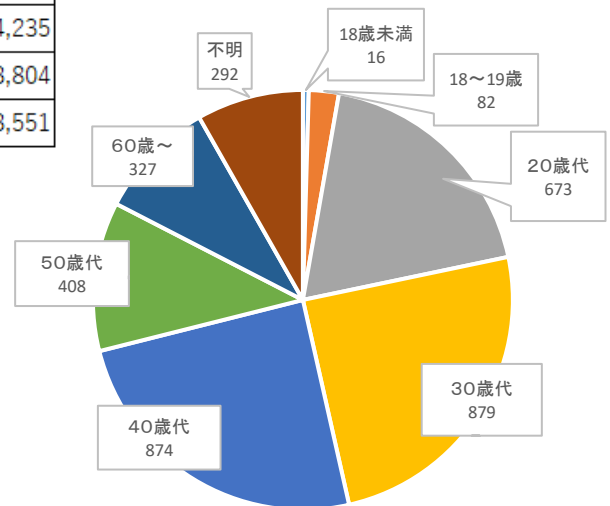
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律により、都道府県に設置が義務（市町村は努力義務）付けられているDV被害者支援のための拠点施設。

その相談内容の内訳は、「配偶者等からの暴力（DV）」が最も多く、次に「医療問題（メンタルヘルス等）」や「子どもの問題」に関する相談も多くなっています。相談者の年代は30代が最も多いですが、18歳未満から60歳以上までと幅広い年代からの相談を受けています。

○女性相談の状況

	来所	電話	巡回相談 ・出張	その他 (FAX・メール等)	計
R2年度	916	2,903	299	117	4,235
R3年度	837	2,616	251	100	3,804
R4年度	705	2,388	321	137	3,551

令和4年度 年代別相談状況



○相談件数におけるDV相談の状況（件）

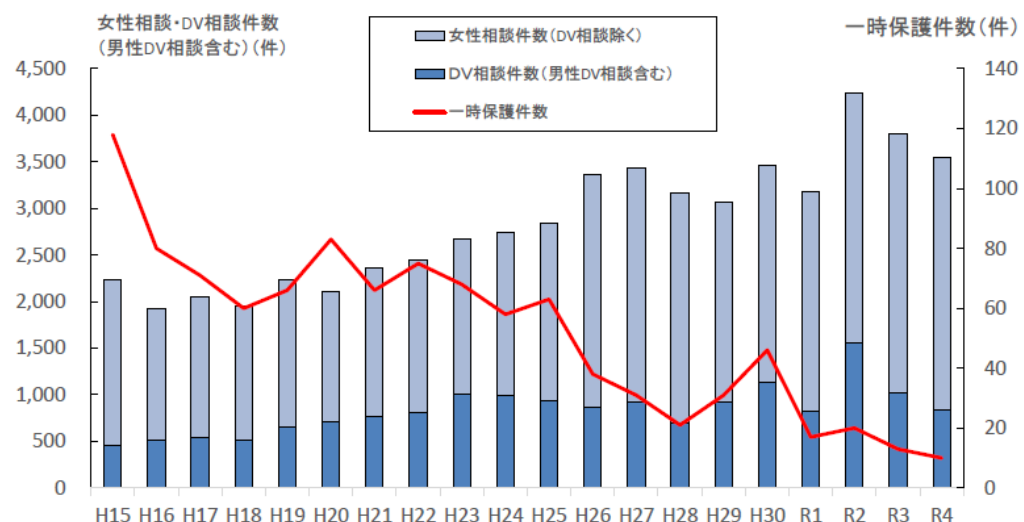
区分	相談件数		
	DV相談	割合(%)	
R2年度	4,235	1,551	26%
R3年度	3,804	1,020	37%
R4年度	3,551	842	24%

○主訴別相談状況

(件)

区分	DV (夫等の暴力)	その他の暴力 (親族等) ※1	家庭不和	離婚問題	経済関係 (生活困窮・借金)	医療関係 (病気・精神衛生)	子どもの問題	ストーカ 被害	住居問題	人身取引	その他 ※2	合計
令和2年度	1,551	297	286	342	126	313	334	15	91	0	880	4,235
令和3年度	1,020	284	200	335	147	416	320	24	289	0	769	3,804
令和4年度	842	305	167	305	119	376	370	5	287	0	775	3,551
令和4年度 (構成比)	24%	9%	5%	9%	3%	10%	10%	0%	8%	0%	22%	100%

鳥取県における女性相談、DV相談件数及び一時保護件数の推移



(2) 女性相談支援センターにおける一時保護の実施体制と件数

令和4年度中に一時保護（一時保護委託を含む。）を行った件数は19件で、単身者が9人、母子が10件でした。同伴した子ども（18歳以上を含む。）は19人となっています。

令和4年度中に一時保護された者（本人）のうち、一時保護所が3人、一時保護委託をした者は16人となっており、主な委託先としては社会福祉施設となっています。

一時保護の理由の内訳は、配偶者等からの暴力（DV）が最も多く、次に、配偶者以外からの暴力、住居問題や帰住先なしが多くなっています。

同伴家族の内訳は、1歳未満が2人、幼児が10人、小学生が6人、中学生0人、高校生年齢1人、18歳以上が0人となっています。

○一時保護件数と保護人数

区分	一時保護件数					
	主訴別		世帯構成別			
	DV 被害者	その他	本人		同伴児 (者)数	
		単身	母子			
R2年度	36	20	16	24	12	25
R3年度	21	13	8	9	12	27
R4年度	19	10	9	9	10	19

※当該年度の在席に応じた保護件数

○一時保護所及び一時保護委託の状況 (件)

区分	一時保護所			一時保護委託		
	単身	母子等	計	単身	母子等	計
R2年度	11	3	14	13	9	22
R3年度	2	2	4	7	10	17
R4年度	2	1	3	7	9	16

○年齢別同伴児 (者) (件)

区分	1歳未満	幼児	小学生	中学生	高校生年齢	18歳以上	計
R2年度	6	6	4	3	4	2	25
R3年度	1	13	9	2	1	1	27
R4年度	2	10	6	0	1	0	19

その他女性を取り巻く状況

(1) 暴力被害における状況

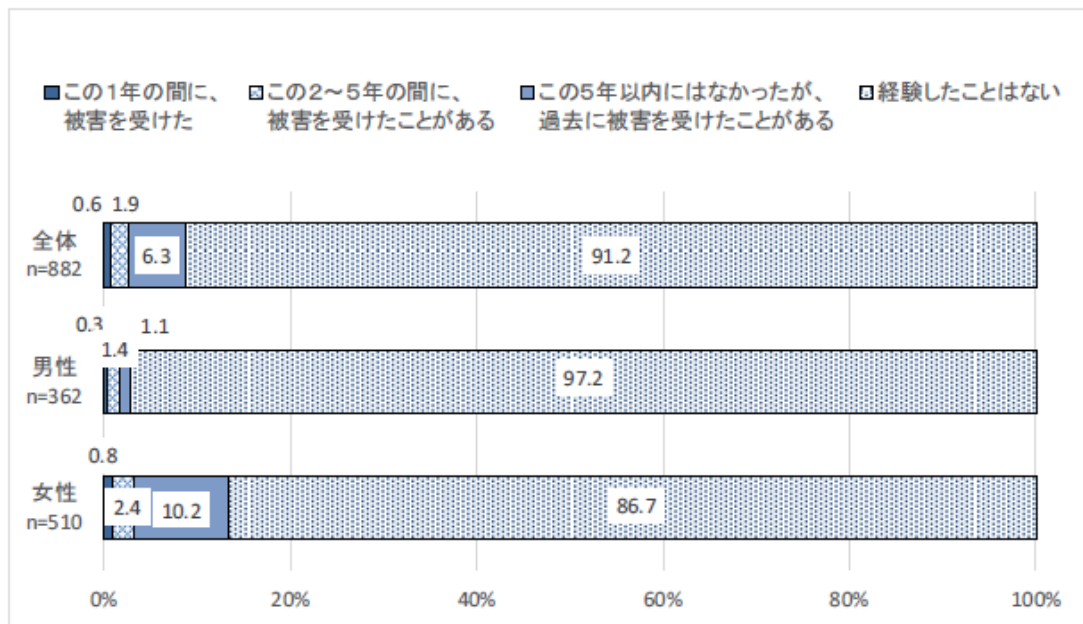
令和元年度鳥取県男女共同参画意識調査²の結果から、DVについては、5年の間に女性の30人に1人が被害を経験しており、どこにも相談しなかった人（男女）

²令和元年度鳥取県男女共同参画意識調査

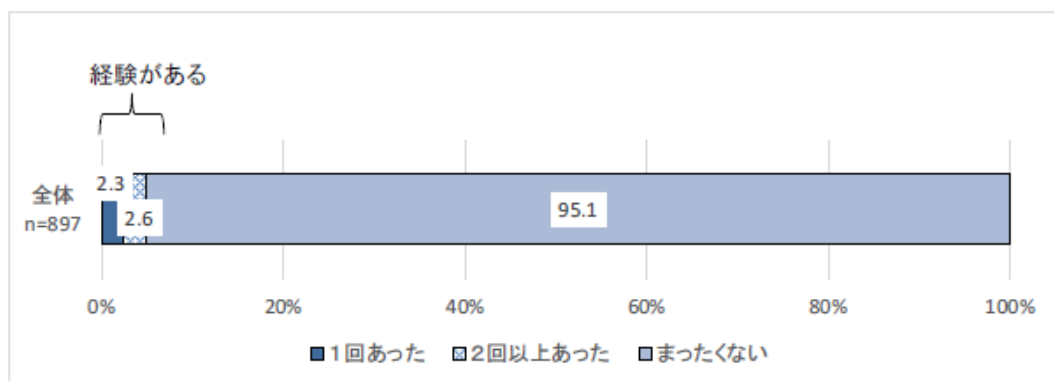
男女共同参画に関する県民の意識の変化や意向について把握するため、5年毎に実施している調査。

が約4割となっています。また、性暴力については、5年の間に全体の約5%に被害経験があり、どこにも相談しなかった被害者は約5割となっています。

【DVの被害経験（全体・性別）】



【性暴力の被害の経験（全体）】



(2) 女性の職業生活における状況

鳥取県では、これまでの女性活躍の機運の盛り上げや子育て支援施策の充実等の推進により、15～64歳の女性の有業率は全国平均を上回り、25～44歳の育児をしながら働く女性の割合も全国と比べて高い水準となっていますが、女性の離職率は全国に比べ高くなっています。

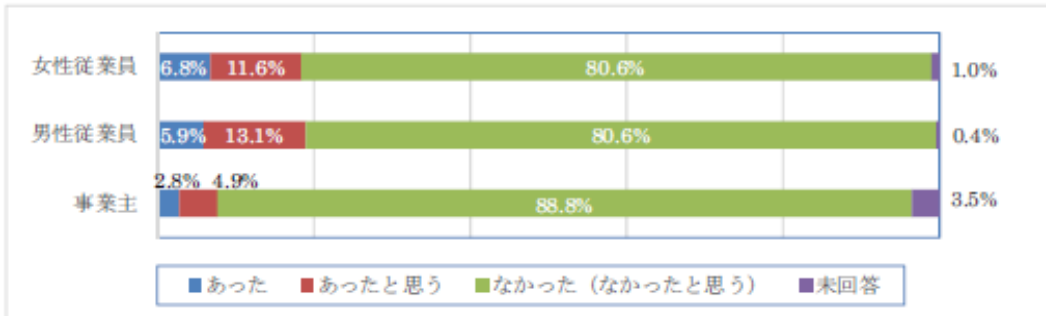
また、職場における様々なハラスメントも発生している状況があります。

【女性の離職率（全国比較）（R3雇用動向調査）】

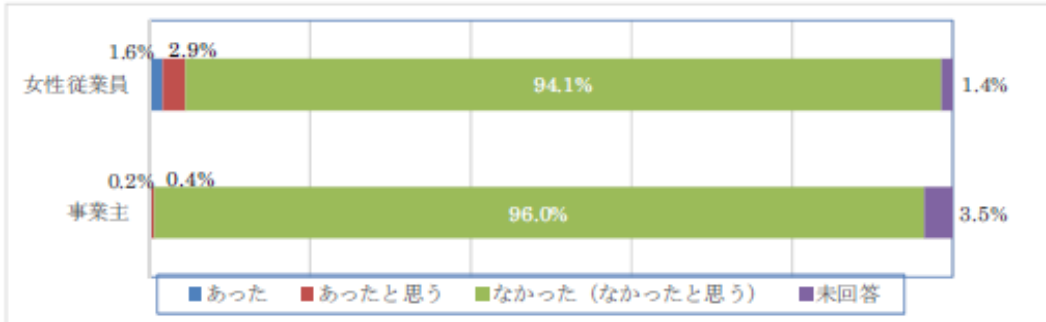
第1位	第2位	第3位	第4位	第5位	第41位	全国
山梨県	福井県	岡山県	岐阜県	神奈川県	鳥取県	-
6.8%	7.4%	8.0%	8.6%	9.9%	20.8%	15.3%

【ハラスメントの状況（R3 鳥取県職場環境等実態調査）】

＜職場におけるセクシュアルハラスメント＞

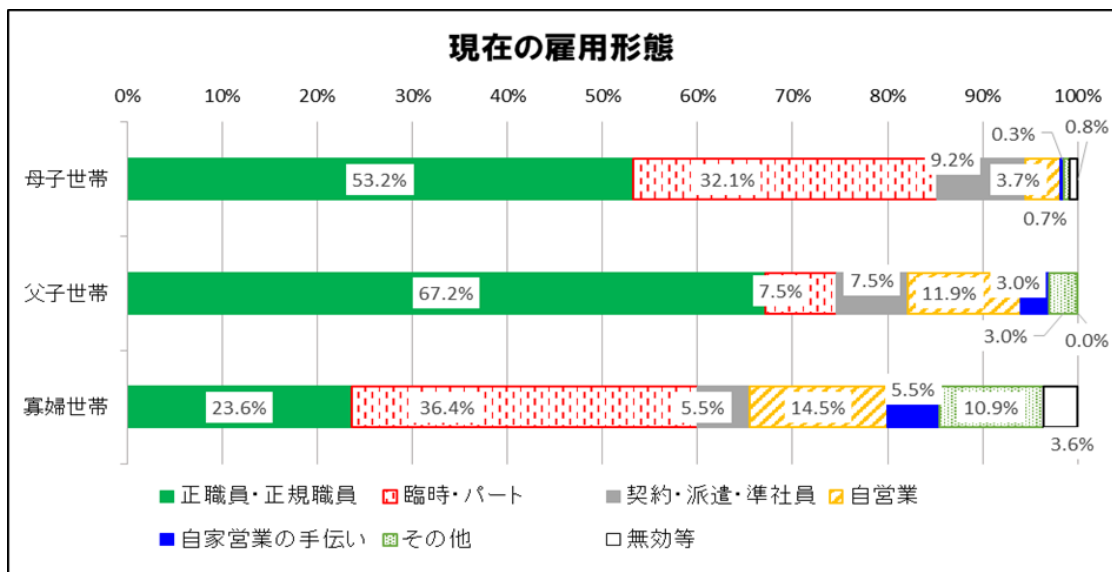


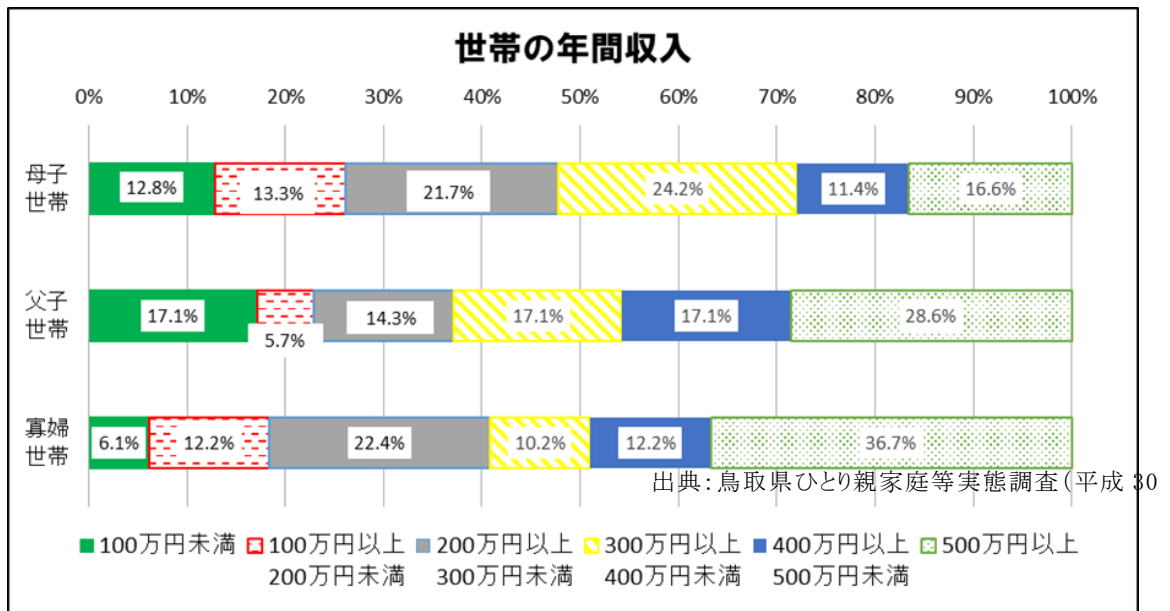
＜職場におけるマタニティ・ハラスメント＞



（3）ひとり親家庭における状況

ひとり親家庭においては、母親か父親のいずれかが仕事や子育てなどを一人で担う必要があり経済、教育、健康面などで不安や負担が大きくなっています。ひとり親は約9割が就業しているものの、特に母子家庭において非正規雇用の割合が高く、不安定な雇用形態にあるため、年収200万円未満の世帯が約30%あります。





2 課題

令和5年度に、女性相談の端緒となりうる関係機関等や、女性支援に取り組んでいる民間団体等に対するヒアリング調査、及び市町村に対するアンケート調査により、支援や保護を必要とする対象者像や、対策の強化が必要となる事項を把握し、次のとおり課題を整理しました。

(1) 相談や支援につながっていない女性を早期に発見し、必要な支援につなげること

○困難な問題を抱えている状況にありながら、相談に至っていないかたり、相談はしていても必要な支援につながっていない女性の存在が指摘されています。困難を抱える女性の中には、暴力等の被害を受け、心的外傷を抱えていたり、差別や社会的排除等の経験に起因する困難や生きづらさを抱えていることも多く、気持ちや考えを整理して相談内容を自分で説明することが難しい、解決をあきらめているために相談しようという意思に至らないなど、相談窓口を情報提供するだけでは自ら進んで相談に訪れることが難しい場合があります。

また、困難な問題を抱える女性への相談機関としての、県女性相談支援センターの認知度の低さも指摘されています。

<市町村及び関係機関・民間団体等からの声>

- ・相談機関はたくさんあるのに、丁寧な対応をしてもらえないと相談をやめてしまう人がいる。
- ・相談者が適切なところへ相談できるようサポートすることが必要。
- ・女性相談に特化した情報や制度知識が少なく、専門機関とのネットワークもないため、つなぎ先が分からないことがある。
- ・DVの相談機関は女性相談支援センターと認識しているが、それ以外の相談先が分からない。
- ・女性相談支援センターは、DV相談以外の様々な悩みを気軽に相談しにくい。

課題点

- ・安心して相談できる環境づくりや相談窓口の周知、県女性相談支援センターの認知度の向上に取り組むことが必要です。
- ・支援を必要とする女性が相談窓口に確実につながるために、支援対象者を発見した関係機関等や関係者が、支援対象者に寄り添い、信頼関係を構築しながら誘導や勧奨や同行等を行う伴走型の姿勢や取組が必要です。
- ・県女性相談支援センターや市町村の女性相談支援員等は、アウトリーチ支援により、支援対象者が自己決定するための情報や選択肢の提示を含めた意思決定支援等、支援対象者に寄り添い共に考えていく姿勢で支援を行うことが必要です。

(2) 制度の狭間や支援の切れ目をなくすための支援調整機関の明確化

○支援対象別の各支援機関（例：DV等暴力被害者支援、母子支援、妊産婦支援、生活困窮者支援、障がい者支援、高齢者支援、外国人支援等）の狭間で、包括的な支援がなされていない場合や、継続的な支援がなされていない支援対象者の存在が指摘されています。

(例1) 各種制度を組み合わせた連携支援によって包括的に支援することが必要であるにも関わらず、連携が十分になされず、支援が十分届いていない場合

(例2) 支援制度利用終了や利用年齢の上限到達等によって、利用する支援機関や支援制度が移行する際に支援に切れ目が生じ、継続的な支援がなされない場合

<市町村及び関係機関・民間団体等からの声>

- ・DVや性暴力、児童虐待について急性期の支援はなされるが、その後も長く続く多様な困難に対する支援になると途切れることがあり、民間の支援だけでは苦慮することがある。
- ・複数の相談機関が関わる場合、どこがリーダーシップをとるのか分からないことがある。行政がきちんと担ってほしい。
- ・重い課題や背景を幾重にも抱えている人も多いため、支援に関わる関係機関等も複数となり、そのコーディネートがとても重要。
- ・患者の判断で通院が途絶えてしまうと医療機関だけでは支援がむずかしい。支援機関同士がつながる仕組みが必要。

課題点

- ・県女性相談支援センターにおいても同伴児童への支援の視点を持って母子の支援を関係機関等と連携して行うことが重要です。
- ・支援対象者の抱える問題は複合的・複雑化していることも多い状況があります。支援対象者を一つの支援機関にあてはめて支援するのではなく、支援ニーズに応じた複数の関係機関等の協働支援により包括的・継続的な支援を行うことが必要です。
- ・また、ライフステージ（例：妊娠・出産期から子育て期、児童期から若者

期、一時保護から地域生活、就労準備支援から就職支援等）に応じて支援が途切れてしまわないよう、包括的・継続的な支援を行うことが必要です。

- ・上記のためには複数の支援機関をコーディネートし支援を調整する役割が必要であり、女性支援法において、女性相談支援センターはこうした中核を担うことが求められています。
- ・また、市町村において、多機関協働による包括的な支援体制が求められています。

（３）一時保護の充実

○県女性相談支援センターによる一時保護件数は減少傾向にありますが、国の調査報告書によると、これは、全国的な傾向でもあり、一時保護が必要な場合であっても一時保護が行われない場合があるという指摘がされています。一時保護の同意に至らない理由として、DV被害者の所在地の秘匿性の必要性に重点を置いた一律の保護・支援に対して、「仕事や学校を休みたくない」「外出が自由にできない」「スマートフォンを自由に使用できない」など、一時保護中もこれまでの生活と変わらない生活を続けたいというニーズがあります。

＜市町村及び関係機関・民間団体等からの声＞

- ・DV被害者の一時保護の際に加害者からの追跡防止のために規制している携帯電話の取り扱いや、通勤・通学の制限が、一時保護の利用を阻むハードルになっている。
- ・男性に対して恐怖心を抱く女性への配慮のために、中高生の男児を同伴している母子は一緒に一時保護してもらえないことがある。

課題点

- ・一時保護に当たって、県女性相談支援センターは積極的に社会福祉施設や民間シェルター³とも連携して適切に実施するよう改善が必要です。
- ・様々な困難を抱える支援対象者の意向を丁寧に把握し、DV被害者に対する秘匿性を要する支援も適切に実施しながら、ニーズに応じた保護及び支援を行えるよう、規制に関する柔軟な運用の方策を検討するとともに、支援対象者に対して個別に丁寧に説明を行うことが必要です。

（４）生活再建や自立支援の充実

○困難な問題を抱える女性の中にはDV被害者も含まれます。県女性相談支援センターは、従前より市町村と連携しながら支援を行っていますが、DV被害者の保護・支援のための秘匿性を確保する必要がある場合もあることから、市町村等との情報共有や連携のあり方、一時保護後の支援の継続等における課題が指摘されています。

³民間シェルター

民間団体によって運営されている暴力を受けた被害者が緊急一時的に避難できる施設。被害者の一時保護だけでなくとどまらず、相談への対応、被害者の自立へ向けたサポート等を行っている。

<市町村及び関係機関・民間団体等からの声>

- ・身近な市町村に相談しにくい場合があることや、秘匿性の確保のために関係機関等との連携を最小限で行う場合があるため、早期支援がスムーズに行えないことがある。
- ・DV環境から避難するだけが支援ではなく、相談者自身が抱える様々な困難（精神的ケア、離婚問題、生活困窮、孤立した人間関係、上手くいかない子育て等）に対する継続した支援が必要。

課題点

- ・県女性相談支援センターは配偶者暴力相談支援センターの役割も果たしており、DV被害者をはじめとする所在地の秘匿性の必要性が高い場合と、地域に開かれた社会生活等が重要である場合とで、支援対象者の状況に応じてそれぞれの課題を踏まえた対応策や支援のあり方について、市町村と検討を重ねていく必要があります。
- ・県女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援の中核機関として、支援対象者の状況に応じて、一時保護、「鳥取県ステップハウス運営事業⁴」（以下「ステップハウス」という。）の利用、施設への入所、地域生活への移行、地域生活の継続の支援まで、市町村をはじめとする関係機関等との連携により支援を行う必要があります。

○本県には、現在、女性自立支援施設はありませんが、その役割も担う取組として、従前からステップハウスによる支援を先駆的に実施してきました。しかしながら、支援対象者を、一時保護を経た女性に対する生活再建支援に限定していたため、一時保護に至らなかった支援対象者等に対する支援の不足が指摘されています。

<市町村及び関係機関・民間団体等からの声>

- ・頼る人がなく孤立状態で、一人では生活がむずかしい女性の自立支援のための入所施設が必要。
- ・自立生活に困難が生じたり、辛くなった時に、実家代わりのように安心して過ごせる居場所が必要。
- ・ステップハウスについて、困難を抱える様々な女性や母子を支援できるよう対象を広げてほしい。

⁴鳥取県ステップハウス運営事業

自立生活を営むために支援が必要な女性や母子、DV被害者に対して、地域生活への移行や地域生活の安定につなげることを目的として、短期間住居を提供するとともに、一人一人に応じて必要な心理的ケアや生活支援等を行う中間施設。

課題点

- ・一時保護後の生活再建だけでなく、身近で助言やサポートが得られる環境が必要な女性等様々な支援対象者についても対象とし、同伴する児童を含め、地域生活に向けた準備のための短期入所型の支援策を充実することが必要です。
- ・また、ステップハウスから地域生活への移行支援に当たっては、地域生活の安定や定着に至るまでの支援を継続することも必要です。そのために、県女性相談支援センター及び市町村は、ステップハウスによる支援を活かした地域生活支援へ展開するため、関係機関等との連携支援を調整することが必要です。

(5) 市町村や関係機関・民間団体等との支援体制の強化

- 支援対象者は、福祉、保健医療、子育て、住まい、教育その他の多岐にわたる分野における支援を複合的に必要としている場合が多く、福祉行政以外の分野との連携も不可欠です。しかしながら、民間団体等からは、「関係機関がバラバラに支援していて連携できていない」「行政の支援窓口につなぎたいのに他を紹介されて終わってしまった」「どこが支援検討会議⁵を主催するのか分からない」といった指摘がされています。

<市町村及び関係機関・民間団体等からの声>

- ・市町村には相談窓口がたくさんあるのはいいが、相談しても他を紹介されたり断られることがある。
- ・県女性相談支援センターにつなぎたい女性がいても、本人が相談する意思がないと対応してもらえないことがあり、必要な支援につながらない。アウトリーチ支援についても連携が必要。
- ・施設退所後のアフターケアが長期に渡ることもある。施設のアフターケアだけでは十分な支援ができないため、関係機関等と連携した支援を整えるために行政にリーダーシップをとってほしい。
- ・支援検討会議をどこが主催するのか分からず、関係機関がバラバラに支援していることがある。
- ・自治体規模が小さい市町村は、職員配置の充実や市町村単独での人材育成研修の実施が難しく、相談スキルの向上に課題がある。

課題点

- ・困難な問題を抱える女性への支援の中核の機関である県女性相談支援センター及び市町村は、相談のきっかけづくりを担う関係機関等の取組と協働し、各種制度をコーディネートしたり、アウトリーチ支援により相談を積極的に受けとめ、包括的・継続的な支援の実施や調整を行うことが必要です。

⁵ 支援検討会議

個々の支援対象者について、支援に関わる関係機関等の担当者が参集し、個別具体の支援内容を話し合う会議。

- ・市町村及び福祉事務所は、最も身近な相談場所であり、児童福祉、母子福祉、障がい者福祉、高齢者福祉、生活困窮者支援、生活保護等の制度の実施主体でもあるため、庁内関係部署同士の情報共有や連携の中で支援の端緒をつくり、地域の関係機関等や県女性相談支援センターを含めた連携による支援の実施や調整を行うことが必要です。

- ・県及び市町村は、女性支援が自治体内の様々な部門に関係し得るものであることを踏まえ、男女共同参画や児童福祉等に関わる自治体職員に対しても、情報共有等を行い、女性支援に関連する部局間における理解の促進や人材育成に取り組むことが必要です。

3 基本目標と施策の方向性

困難な問題を抱える女性の人権が尊重され、安心して自立して暮らすことのできる社会の実現

基本目標		施策の方向性
1	支援が届きにくい女性への支援体制づくりや安心して相談できる体制づくり	(1) 女性の健康や人権の尊重、男女共同参画社会の意識醸成の推進
		(2) 早期把握のためのアウトリーチ支援及び伴走型支援の充実
		(3) 相談支援の充実
2	女性が抱える様々な困りごとに対する多機関協働の支援の強化	(1) 県女性相談支援センターの支援調整機能の強化
		(2) 福祉事務所や市町村、関係機関・民間団体等の人材育成の支援
		(3) 様々な分野の各種相談機関とのネットワーク構築
3	県女性相談支援センターを中核とした生活再建や自立支援のための支援の充実	(1) 一時保護の充実
		(2) 県ステップハウス運営事業の充実と利用の促進
		(3) 同伴家族及び同伴児童に対する支援の視点をもったサポート強化
		(4) 地域生活の移行に向けた支援体制の強化
4	支援の切れ目をなくするための関係機関のネットワーク構築と支援調整機能の強化	(1) 対象別制度の狭間やライフステージの狭間で、支援の切れ目をつくらない支援体制の強化
		(2) 一時保護等から地域生活の安定・定着の支援体制の強化
		(3) 福祉事務所や市町村の女性相談支援の強化と包括的相談体制の推進
		(4) 様々な分野の各種相談機関とのネットワーク構築

第3章 施策の内容及び推進項目

基本目標1 支援が届きにくい女性への支援体制づくりや安心して相談できる体制づくり

(1) 女性の健康や人権の尊重、男女共同参画社会の意識醸成の推進

困難な問題を抱える女性への支援は、法の基本理念により、「人権の擁護」「男女平等」という視点により推進します。その背景として、社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）による固定的性別役割分担意識や無意識の偏見により、女性であることによって暴力の被害に遭いやすく、予期せぬ妊娠等の女性特有の問題の存在や、出産や育児により就業が途切れやすいといった状況があります。

そのため、すべての県民が人権尊重の意識を高め、固定的性別役割分担意識の解消や男女共同参画の理解定着、男女間の暴力の根絶に向けた社会的意識の醸成を図ります。

【推進項目】

- ①一人ひとりが人権の理解を深め、行動に結びつけていくための啓発・情報提供
- ②固定的性別役割分担意識の解消や男女共同参画の理解定着に向けた意識啓発
- ③DVや性暴力、児童虐待などあらゆる暴力根絶のための意識啓発

(2) 早期把握のためのアウトリーチ支援及び伴走型支援の充実

相談の入り口を幅広く受けられるよう、県女性相談支援センターや市町村、関係機関等に相談や支援を求めることができることを広く周知します。

また、女性であることにより性的な被害により遭遇しやすい状況にあることや、予期せぬ妊娠等の女性特有の困難について、早期相談につながるよう相談窓口を周知します。

さらに、把握された支援対象者が必要な支援につながるよう、把握した関係機関や民間団体は支援対象者に寄り添い、伴走支援を行うことが必要です。そして、県女性相談支援センターや市町村は、支援の端緒をつないでいく姿勢で、アウトリーチ支援として関係機関や民間団体のバックアップを行います。

【推進項目】

- ①女性相談支援員及び困難な問題を抱える女性への支援に関わる従事者等の人材育成
- ②相談窓口や活用できる施策に係る広報活動の充実
 - ・県女性相談支援センターの周知啓発
 - ・妊娠や出産、性感染症、その他様々な悩みに関する相談窓口⁶の周知啓発

⁶妊娠や出産、性感染症、その他様々な悩みに関する相談窓口

- ・「とっとりSNS相談」いじめ、不登校、家庭での悩みや職場のハラスメントなどの悩みのLINE相談。
- ・「性と健康の相談センター」県内各保健所に設置。予期しない妊娠や出産、その他の女性の健康に関する相談窓口。
- ・「とっとり妊娠SOS」「とりともっと」妊娠や出産に関する電話・メールによる相談窓口。（「とっとり妊娠SOS」は来所相談も実施。）

- ③把握された支援対象者が支援につながるためのアウトリーチ支援の強化
 - ・県女性相談支援センター及び市町村と、医療機関等の専門機関や男女共同参画センター、犯罪被害者総合サポートセンター⁷、女性支援を行う民間団体等との連携の強化
 - ・市町村との連携による予期せぬ妊娠や特定妊婦等に対する早期支援の実施
- ④関係機関や民間団体に対するバックアップ支援の充実による連携体制の強化

(3) 相談支援の充実

困難な問題を抱える女性からの相談への対応に当たっては、支援対象者の課題や背景などの内容を本人とともに整理し、的確なアセスメントに基づき、最大限に本人の意思を尊重しながら、かつ医学的・心理的ケアを行いながら、支援方針の検討を組織的にすすめることが求められます。

県女性相談支援センターは支援の中核となる機関として、市町村や関係機関等と連携しながら、相談支援の充実を図るとともに、支援に携わる人材の資質向上を図ります。

【推進項目】

- ①県女性相談支援センターにおける相談支援の充実
 - ・県女性相談支援センター職員の相談支援スキル向上のための研修の充実
 - ・市町村や関係機関等との総合調整
 - ・女性相談支援員等への研修機会の提供

<目標指標>

項目	現状	令和10年度
県女性相談支援センター職員研修	DV被害者支援に係る研修 (年1回)	女性支援に必要な知識及び技術を習得するための研修 (年2回)
女性相談支援員研修	県及び市に配置される女性相談支援員の研修(年2回)	県及び市町村の女性支援担当者の研修(年2回)
女性支援の関係機関等を対象とした研修	—	女性支援の関係機関等との研修の実施(年1回)

- ②県関係機関における相談支援の充実
 - ・県福祉事務所(母子・父子自立支援員等)、県男女共同参画センターよりん彩、人権に関する相談窓口、配偶者暴力相談支援センター、犯罪被害者総合サポートセンター、県立ハローワーク内に設置する生活困りごと相談窓口及びひとり親家庭相談支援センターにおける相談支援の充実
 - ・外国人である相談者については、公益財団法人鳥取県国際交流財団⁸との連携

⁷犯罪被害者総合サポートセンター

犯罪等の被害者、その家族又は遺族にかかる支援内容の検討、調整を行うとともに、フォローアップを実施し、必要な支援を早期かつ途切れなく提供することを目的として、令和6年4月に県に設置。

⁸公益財団法人鳥取県国際交流財団

外国人向けの相談窓口。日本語クラスや生活相談、通訳ボランティア派遣等の外国人住民を支援している。

③医学的・心理学的な支援の充実

暴力等の被害や、差別、社会的排除等の経験からの心身の健康回復には一定の期間を要することも想定されます。医療機関などの専門機関にも相談・連携しつつ、心身の健康の回復のための医学的・心理学的な援助を行うと同時に、生活の中での被害回復に向けて中長期的に寄り添い続ける支援を行います。

- ・ 県女性相談支援センターでの心理的アセスメント及び心理的ケアの実施
- ・ ステップハウスでの心理的ケアの実施
- ・ DV被害母子に対する心理的ケアの実施
- ・ 医療機関などの専門機関や民間団体との連携による継続的な支援の実施

④市町村や関係機関等・民間団体等における相談支援充実への支援

- ・ 女性相談支援員や市町村職員、相談支援に携わる担当者を対象とした研修の実施や情報提供

<目標指標>

項目	現状	令和10年度
【再掲】女性相談支援員研修	県及び市に配置される女性相談支援員の研修(年2回)	県及び市町村の女性支援担当者の研修(年2回)
女性支援の関係機関等を対象とした研修	—	女性支援の関係機関等との研修会(年1回)

基本目標2 女性が抱える様々な困りごとに対応する多機関協働の支援の強化

支援対象者が抱える困りごとは、複雑化・多様化しており、また、問題を複合的に抱えていることも多くあります。支援対象者を一つの支援機関だけで支援するのではなく、支援ニーズに応じて複数の支援機関が連携・協働して包括的・継続的な支援を強化します。

県女性相談支援センターは、支援の中核となる機関としての支援調整機能の強化を図ります。

また、複合的な課題を抱える世帯に対する市町村を中心とした多機関協働支援を促進するため、市町村における包括的支援体制⁹の整備を推進します。

【推進項目】

- ① 県女性相談支援センターの支援調整機能の強化
- ② 女性相談支援員等を対象とした研修の実施や連絡会の開催
- ③ 様々な分野の各種相談機関とのネットワークづくり
- ④ 市町村の多機関協働による支援の促進

⁹ 市町村における包括的支援体制

社会福祉法第106条の3において、「市町村は、地域住民等と支援関係機関による地域福祉の推進のため相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題に向けた支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする」とされている。

基本目標3 県女性相談支援センターを中核とした生活再建や自立支援の充実

(1) 一時保護の充実

DV被害者や生活再建に向けた自立支援が必要な者（外国人も含む。）等、一時保護を必要とする支援対象者が抱える課題に応じて、最大限に意向を尊重し、迅速かつ適切な一時保護を実施するとともに、社会福祉施設や民間シェルターとも積極的に連携して多様な一時保護先を確保します。

【推進項目】

- ①社会福祉施設や民間シェルターとの連携による多様な一時保護先の確保
- ②親子分離することなく母子一緒に過ごせる一時保護の推進
- ③DV被害者の安全確保を踏まえ、支援対象者の利便性の向上を図るための支援のあり方の検討

<目指す姿>

DV被害者の安全確保を維持しつつ、支援対象者の個別のニーズに応じた一時保護の実施が可能となり、生活再建や生活の安定のための支援が充実している。

(2) ステップハウスの充実と利用の促進

また、地域生活の安定や定着に支援を要する支援対象者に対して、県ステップハウス運営事業により、サポート付短期入所型支援による生活再建や自立支援の充実を図ります。

【推進項目】

- ①対象の拡充による、地域生活安定のための中間施設としての役割の促進
- ②母子での利用の促進による、社会的養育の地域資源としての支援の充実

(3) 同伴家族及び同伴児童に対する支援の視点をもったサポート強化

同伴家族や児童に対する支援の視点をもったサポートを強化します。同伴児童に対しては、心理的サポートや学習支援等のサポートを強化し、母子を支援対象とした支援の充実を図ります。

【推進項目】

- ①同伴児童への心理的サポートや学習支援の充実
- ②児童相談所や市町村、関係機関等との連携強化

(4) 地域生活への移行と地域生活安定に向けた支援の強化

地域生活に向けて、支援対象者のニーズに応じ、居住支援や就労支援、経済的支援、子育て支援、孤独・孤立予防のための心理的ケア・寄り添い支援等、福祉事務所や市町村、関係機関等との協働支援の調整を強化します。

【推進項目】

- ①地域生活の安定を図るための継続した心理的ケアや寄り添い支援の充実
- ②一時保護後の地域生活への移行支援、及び地域生活安定を図る関係機関等の連携支援の調整機能の強化
- ③住宅の確保や就業、経済的な支援を行う市町村や関係機関等との連携の強化
- ④支援対象者のニーズに応じて、市町村や福祉事務所、児童相談所等と連携した母

子生活支援施設や障がい者支援施設、高齢者施設、児童自立援助ホーム等への円滑な入所支援

基本目標 4 支援の切れ目をなくするための支援調整機能の強化と支援体制の構築

母子や高齢者、障がい者、生活困窮者等の既存する対象別制度の狭間や、施設退所や年齢に応じたライフステージのつなぎ目における切れ目をつくらないためには、支援対象者が抱える問題別に支援機関ごとに支援するのではなく、支援対象者に必要な支援内容に関係する支援機関で切れ目なく役割分担することが必要であり、そのためには支援調整を統括する機能が必要です。

女性支援法において、県女性相談支援センターは支援の中核を担うことが求められています。また、市町村においても、女性支援を含む分野横断の包括的支援体制の整備に努めることとされています。

様々な分野の各種相談機関とのネットワーク構築を図るために、県女性相談支援センター及び市町村における支援調整機能を強化します。また、市町村における包括的支援体制整備の推進にも努めます。

【推進項目】

- ①県女性相談支援センターの支援調整機能の強化【再掲】
- ②女性相談支援員等を対象とした研修の実施や連絡会の開催【再掲】
- ③困難な問題を抱える女性に関する支援体制推進のための協議会の設置

<目標指標>

項目	現状	令和10年度
女性支援に係る関係機関等のネットワーク推進会議	—	女性支援に係る関係機関等のネットワーク推進会議 (年1回)

- ④市町村の包括的支援体制整備の推進

【発行元・問い合わせ先】

鳥取県子ども家庭部家庭支援課

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地

電話 0857-26-7149 FAX 0857-26-6151

E-mail kateishien@pref.tottori.lg.jp